

## 西宮市初回産科受診料助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱の低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業に基づき、低所得の妊婦に対して、初回産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用。以下同じ）を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業による助成の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 受診日において西宮市に住民登録を行っている者
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の当該年度の住民税（当該年度の住民税が確定していない場合は、前年度の住民税）が非課税である世帯に属する者、または生活保護法に規定する被保護者である世帯に属する者
- (3) 産科医療機関等の受診前に市販の妊娠検査薬で陽性を確認した者
- (4) 西宮市が世帯員および世帯員の課税状況を確認することに同意する者
- (5) 妊婦健康診査を受託する産科医療機関等の関係機関と西宮市が必要に応じて支援に必要な情報（妊婦健康診査の受診状況や家族の状況等を含む。）を共有することに同意する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者を対象者とすることができる。

### (助成内容)

第3条 助成の対象となる初回産科受診の内容は、妊娠の判定に必要な検査、診察その他主治医が必要と認めた保険外診療で行う診療分とする。ただし、初回受診時に併せて行う妊婦健康診査に係る費用は助成対象外とする。

2 助成費用は、前項の受診に要した費用の自己負担相当額とし、1回の妊娠に係る判定につき10,000円を上限に助成する。上限額を超えた費用は、妊婦の負担とする。

### (助成回数等)

第4条 同一の対象者に対する助成は、同一年度につき2回を上限とする。

### (申請及び交付の決定等)

第5条 初回産科受診に係る費用助成を受けようとする者は、西宮市初回産科受診料助成事業申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その資格を審査し、交付の可否を決定し、申請者へ通知するものとし、交付を認める場合は、西宮市初回産科受診料助成券（以下「受診助成券」という。）を交付するものとする。

3 受診助成券は申請受付日から3ヶ月を迎える日の前日まで使用可能とする。

### (助成)

第6条 前条第2項により受診助成券の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、別に西宮市と契約する医療機関（以下「契約医療機関」という。）において初回産科受診

をしたときは、契約医療機関に対し、受診助成券を提出するものとする。

- 2 前項の規定により受診助成券を契約医療機関に提出した助成対象者は、当該契約医療機関に助成金の受領権限を委託したものとみなし、助成対象者に対し、この事業の助成があったものとみなす。
- 3 市長は受診助成券の提出を受けた契約医療機関に対し、当該初回産科受診に係る助成金を支払うものとする。

(償還払いによる助成方法)

- 第7条 前条の規定に関わらず、受診助成券を契約医療機関に提出せずに初回産科受診を行った者及び、契約医療機関以外の医療機関で初回産科受診を行った者は、西宮市初回産科受診料助成事業申請書兼請求書に当該受診に係る領収書を添えて、出産の日から6か月が経過する日まで、または、最終の健康診査日から6か月を経過する日までの間に、市長に対し、初回産科受診料を請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、償還払いの方法により助成を行うものとする。

(返 還)

- 第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けたときは、その者から助成額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、医療機関又はその担当者が、偽りその他不正の行為により助成を受けたときは、その者から返還を求めることができる。

(補 則)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から実施する。
- 2 第2条の規定に関わらず、災害救助法の適用を受けた地域（東京都の適用市町村は除く）の者を対象者として、当該助成を行うことができる。